

指名競争入札公告

社会福祉法人大和会の発注する「(仮称) 厚生荘病院解体工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

2024年10月21日

社会福祉法人 大和会
理事長 湖山 泰成

1. 工事概要

- 工事名称 (仮称) 厚生荘病院解体工事
- 工事場所 東京都多摩市和田 1547
- 工事種別 建物の解体工事(アスベスト除去工事含む) 山林伐採工事
- 工期(予定) 2024年12月1日(月)~2026年1月末日完了引渡し
*当該地は解体工事完了後、特別養護老人ホーム病院を再築する予定がある。
*着工時期が変更になる可能性がある。
- 解体対象建物概要 解体・撤去範囲
 - 本館 (RC造/地上5階・地下1階建 3,976.77 m²) 1979年竣工
 - 新館/南館 (RC造/地上4階建 3,810.15 m²) 2002年竣工
 - うしおホール (S造/地上1階建 69.56 m²) 2003年竣工
 - 地上及び地下構造物全て。建物内残置物を含む。
 - 石綿は事前調査を元に、工事着手前に再度調査を実施し施工にあたること。
 - PCB、フロン、廃油等、有害物質においては適正に除去及び処分をすること。
 - 南館山手側、外壁・基礎解体時は地山が関東ローム層で安定しているため山留措置は行わない。地山法面は適度な勾配にて仕上げ、雨水は素掘り側溝など敷地内に適切な排水経路を設けること。

ただし解体の進捗に合わせて都度地山の確認を行い、地質に相違があるなど地山崩落の恐れがある場合は発注者に速やかに報告し対応を協議すること。

 - 外構その他
 - 西側山林にあるポンプ室、電柱、それに伴う配管配線等は存置、樹木については幹最下部にて伐採すること。(伐採範囲については業者決定後に軽微な変更が行われる場合有り)
 - 駐車場等アスファルト舗装については指定範囲について撤去すること。

- ・敷地内にある樹木は伐採及び伐根すること。
- ・外周フェンスについては存置すること。
- ・厚生荘病院入り口に向かう通路にある厚生荘病院の看板を撤去すること。
- ・敷地内にある記念碑について、西側山林にあるものは存置。東側出入口付近にあるものは場内への移設保管とする。
- ・埋戻しは良質土とし、完成時は敷地勾配を考慮した整地とすること。
- ・埋戻し後は敷地全体を適切に除草し、転圧のうえ飛散を抑制するため飛砂粉塵防止剤を塗布すること。
- ・完了時は第三者の侵入を防ぐため、木柵及び番線にて立入禁止措置を図ること。

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 指名競争入札
- (2) 予定価格 有(非公表)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

3. 発注者

- (1) 名称 社会福祉法人大和会
- (2) 住所 東京都多摩市和田 1547
- (3) 電話 042-319-6565
- (4) 発注主 理事長 湖山泰成

4. 連絡先(担当窓口)

- (1) 名称 社会福祉法人大和会(湖山医療福祉グループ)
- (2) 住所 東京都多摩市和田 1532
- (3) 電話 042-319-6565
- (4) e-mail takashi-ohashi@koyama-gr.com
- (5) 担当 理事 大橋隆史

5. 入札参加資格条件

次に挙げる条件を全て満たしている者とする。また、入札参加資格審査後でも入札日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は参加資格なしとする。

- (1) 形態は単体企業とする。

- (2) 類似の工事实績として RC 造又は SRC 造の 3000 m²以上の解体工事实績をもっていること。(2012 年以降の解体工事が対象)
- (3) 2021 年 1 月から入札参加申込期限までの間に銀行取引停止処分を受けたことのない者。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続の開始決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (5) 法人事業税、法人都民税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族(6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でないもの。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人表面において関連がある企業でないこと。

6. 指名競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札参加資格審査申請書の配布
上記 4 の連絡先までメールにて申請のあった事業者に対して、社会福祉法人大和会（以下、「法人」と略）よりメールで配布
- (2) 受付締切：2024 年 10 月 28 日（月）15:00
提出先：社会福祉法人大和会
提出方法：e メールにて、下記(3)の資料を提出するものとする。
- (3) 提出書類
 - ① 指名競争入札参加資格審査申請書
 - ② 決算書（直近の2期分）
 - ③ 役員リスト
 - ④ 正社員及び契約社員人数
 - ⑤ 法人履歴
 - ⑥ 法人登記簿謄本（全部事項証明書の写し）
 - ⑦ 施工実績を証明する書類
(発注者、工事名、契約金額、工事期間、受注形態、延べ床面積等が確認できるもの)
- (4) 入札参加資格の審査結果通知
申請受付後、法人において審査及び選定を行い、指名競争入札参加決定者には入札参加通知書等を e メールで 10 月 29 日(火)に送信する。選定の理由については公表しない。

7. 入札図書の配布と質疑回答

(1) 入札資料の配布

入札参加決定者には、法人より下記の書式を10月29日(火)にeメールで送信する。

- ① 入札参加通知書・入札辞退届
- ② 入札書、入札見積委任状
- ③ 質問書
- ④ 入札金額見積内訳書
- ⑤ 設計図書1式
- ⑥ 家屋調査範囲図
- ⑦ 解体範囲図
- ⑧ アスベスト含有建材調査報告書

(2) 現場説明会

2024年11月5日(火)9時00分から17時00分間に実施

(各参加決定者と時間調整)

説明会実施後、質問受付期間を11月5日～11月7日で設け、質問回答は11月9日に行うものとする。

(3) 仕様

解体工事に係る仕様、及び語の定義については下記に従うこと。

- ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)
最終改定令和3年3月25日 国営建技第19号
[国土交通省官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)
・同解説 令和2年版]

(4) 入札図書に関する質疑及び回答について

- ① 質疑提出期限 2024年11月7日(木) 15時00分まで
- ② 質疑提出先 社会福祉法人大和会
- ③ 質疑提出方法 配布した添付ファイル内にある質疑書に記載の上、記載した質疑書データをeメール(takashi-ohashi@koyama-gr.com)に送信すること。質疑がない場合も「質疑無し」と明記してメール送信すること。口頭による質疑は受理しない。
- ④ 質疑回答日時 2024年11月9日(土) 〈午後5時以降〉
- ⑤ 回答方法 eメールで法人より各者質疑をまとめた文書を送信する。

8. 入札日程

(1) 日時

2024年11月15日(金) 15時00分

(2) 場所

湖山医療福祉グループ

東京都中央区銀座7丁目4-12 銀座メディカルビル9階

(3) 提出書類

- ① 入札書
- ② 見積書（内訳明細書添付）※落札者のみ提出
 - ・見積小計及び合計金額は出精値引きを行わず、各項目にて数量・単価を記載し合計金額を記載すること。
 - ・一式の計上は原則しないこと。また、大項目・中項目・小項目等それぞれに小計を記載すること。
 - ・見積価格調整の最後で一括値引き（出精値引き）は避けること。（厳守）
 - ・法定福利費も計上すること。

(4) 入札注意事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- ③ 入札書は代表印にて封印して提出すること。
- ④ 談合は絶対に行わないこと。
談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取し、入札を取り消す。

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
また初度入札に参加していない事業者は、再度入札からの参加は出来ないものとする。
(再度入札は、2回まで実施するものとする)
- (3) 初回入札に参加する者が1社のみ場合は、1回のみ入札を行うものとする。
また再入札は行わないものとする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者及び発注者に随意契約の意思がある場合
(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合
 - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること
 - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、業者及び業者が署名捺印をすること
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者

を決定する。

10.入札に当たっての注意事項：下記の各事項に該当する入札は無効とする

- (1) 所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (3) 不備な入札金額見積書を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (6) 最低制限価格に達しない価格の入札
- (7) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- (8) 入札者の押印のないもの
- (9) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- (10) 押印された印影が明らかでないもの
- (11) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項があきらかでないもの
- (12) 代理人で委任状の提出しない者がしたもの
- (13) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (14) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (15) 郵便、FAX、電報による入札
- (16) 虚偽の書類を提出したもの
- (17) 提出書類に金額、工期等が実現不可能な計画が記載されていると認められるもの
- (18) 現場説明会に参加しないとき

11. 契約関係

- (1) 請負契約書の締結は、落札後着工前までの間に速やかに行う。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約書約款によること。
- (4) 部分使用及び部分引渡は無しとする。

12. 支払い条件

- (1) 前払い金は無しとする。
- (2) アスベスト除去工事完了後、中間金として契約金額の20%を支払う。
- (3) 工事完了後30日以内に残金（契約金額の80%）を支払う。

13. その他

- (1) 工事に際した官公署・その他への手続き
 - ①解体工事の着手・施工・完了引渡に当たり、関係官公署への各種必要な手続き（工事に必要な各種申請業務一式等）と、既存建築物の本設用電力・通信・上下水・排水などのインフラ設備の切り離し・廃止・撤去の諸手続、仮設用電力・給排水の引

き込み手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続き、対応などは一切受注者で行いその費用を負担する。また、着工前までに発注者側で押印する書類一覧表を作成及び提出することとし、準備工事・仮設工事・一部の解体工事を事前に着手する場合は発注者の承認を得て受注者は速やかな手続きを行う

- ②発注者側で行うべき業務及び手続等（行政協議含む）に対し、受注者は業務協力を行うものとする。
- ③ 工事受注者において、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく、調査及び届け出を行うこととする。

（２）施工条件及び留意事項

①既存埋設物の処理

既存図面がない構造物や埋蔵文化財と思われるものが発見された場合は、直ちに工事を中断し発注者と協議すること。

②解体工法など

コンクリート構造物の解体は、低騒音低振動工法とし、安全・騒音・振動に配慮した工法を採用すること。また、工事に伴う粉塵等の発生については、通行人・近隣住民等に配慮し散水等の対策を適宜講じること。埋設配管などの既存設備、インフラの事前調査を実施し、解体工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止などの事故防止などを徹底するとともに、適切な予防措置を講じる。

敷地外における産業廃棄物等の運搬に際しては、運搬車両にシートを掛けるなど産業廃棄物等の飛散防止をするとともにタイヤに付着した泥等が場外に流出しないように洗浄等を行う。

③仮囲い・外部足場・安全設備について

周辺には仮囲い（フラットパネル/H2,000/潜り戸）を設置し関係者以外の立入を防ぐこと。また、出入口は3箇所（パネルゲート/H2,000）設置すること。

建屋解体工事に伴う外部足場は枠組み足場＋防音パネルとし、防音・粉塵飛散対策を講じること。（詳細仮設図参考）

④施工可能な作業日

原則日曜を除く月～土の8：00～17：00までとする。その他の日時で工地上必要な作業が発生する場合は発注者へ説明のうえ、近隣への周知を実施すること。

⑤誘導員配置

工事車両出入り口には及び資機材搬出口には誘導員を配置し、交通災害が起こらないよう第三者優先で対応すること。

⑥騒音振動計

外部仮囲い1箇所に騒音振動計を設置すること。

⑦周辺既存建物への配慮

工事着手前に近隣説明会を実施すること。また、別紙に定める近隣家屋について家

屋調査を実施すること。

※家屋調査を実施する戸数については受注者の判断において決定すること。

⑧境界確認

着工時に発注者と既存境界について確認を行うこと。

⑨工事内容の周知

周辺近隣に対して、週間工程表を外部に掲示し周知を図ること。

⑩建設副産物の適正処理

本工事で発生した建設産業廃棄物（特別産業廃棄物含む）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、事前に十分な調査を実施し把握したのちに行い、法令を遵守して、受注者の責任において適正に処理する。

- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (6) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領(平成22年4月1日施行)に基づき、法人への苦情申し立てをする事ができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- (7) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由とし異議を申し立てることはできない。
- (8) 一括下請けを禁止する。
- (9) 提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (10) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、都、市から指導等があった場合はそれに従うこと。
- (11) 落札の有無にかかわらず見積、及び入札に要した費用は支払わない。
- (12) 本工事関係において配布した資料及び工事内容・発注者情報等についての一切について、第三者への漏洩を禁止する。

以上